

○ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則

平成17年10月1日

規則第61号

改正 平成19年1月31日規則第2号

平成19年4月13日規則第32号

平成19年9月28日規則第45号

平成21年3月31日規則第10号

平成24年1月17日規則第3号

平成24年9月27日規則第58号

平成28年8月1日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、本市の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

（平19規則2・平24規則58・一部改正）

(契約の種類)

第2条 この規則は、次に掲げる業務に係る契約に適用する。

(1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）

第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負に関する契約

(2) 建設工事に係る設計、調査及び測量（以下「設計・調査・測量」という。）

に関する契約

(3) 道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務（以下「土木施設維持管理」

という。）に関する契約

(4) 前2号に掲げるものを除く委託契約（以下「一般業務」という。）に関する

契約

(5) 物品の売買（以下「物品調達等」という。）に関する契約

（平24規則58・追加、平28規則48・一部改正）

(入札参加の資格)

第3条 競争入札に参加することができる者は、第5条第1項に規定する競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、ふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項に規定する市長が実施する資格審査を受け、当該競争入札に参加させることが適当であると認める者にあつては、当該競争入札に参加することができるものとする。

3 資格者名簿に登載された者は、次条第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができないものとする。

- 4 建設工事の請負について、資格者名簿に登載された者は、当該名簿に登載された業種について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札に参加することができないものとする。
 - (1) 法第3条第1項に規定する許可（以下「建設業の許可」という。）を受けていないとき。
 - (2) 法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていないとき。
- 5 測量業務について、資格者名簿に登載された者は、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録（以下「測量業者登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができないものとする。
- 6 建築関連コンサルタント業務について、資格者名簿に登載された者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録（以下「建築士事務所登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができないものとする。
- 7 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第1項各号に規定する業務について、資格者名簿に登載された者は、同法第8条第1項による登録（以下「土地家屋調査士登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができないものとする。

（平19規則2・平24規則3・一部改正、平24規則58・旧第2条
繰下・一部改正）

（資格審査を受けることができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者（特別の理由のある者を除く。）
- (2) 令第167条の4第2項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者
- (4) 建設工事にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
 - イ 経営事項審査を受けていない者
- (5) 設計・調査・測量にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 測量業にあつては、測量業者登録を受けていない者
 - イ 建築設計業にあつては、建築士事務所登録を受けていない者
 - ウ 土地家屋調査士法第3条第1項各号に規定する業務にあつては、土地家屋

調査士登録を受けていない者

(6) 前2号以外の業務にあっては、それぞれ必要な許可又は登録を受けていない者

(平19規則2・一部改正、平24規則58・旧第3条繰下・一部改正)

(資格審査の実施)

第5条 資格審査は、第2条各号の申請区分ごとに審査期間を定め、隔年(西暦の奇数年)に行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合には、当該隔年の翌年においても審査期間を定め、行うことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めるときは、競争入札ごとに資格審査を行うことができるものとし、入札公告においてその旨公示する。

(平24規則3・一部改正、平24規則58・旧第4条繰下・一部改正)

(建設工事の申請業種数等)

第6条 建設工事について資格審査を申請することができる業種の数、主たる営業所(法第3条第1項の規定による許可に係る主たる営業所をいう。)の業種の数と代理人を置く営業所の業種の数とを合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業種について資格審査を受けることはできない。

2 設計・調査・測量について資格審査を申請することができる業務の数は、主たる営業所の業務の数と代理人を置く営業所の業務の数とを合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業務について資格審査を受けることはできない。

3 土木施設維持管理について資格審査を申請することができる営業所は、主たる営業所又は代理人を置く営業所のいずれか1つとする。

4 一般業務について資格審査を申請することができる業務の数は、主たる営業所の業務の数と代理人を置く営業所の業務の数とを合算して2以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業務について資格審査を受けることはできない。

5 物品調達等について資格審査を申請することができる業種の数、主たる営業所の業種の数と代理人を置く営業所の業種の数とを合算して10以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業種について資格審査を受けることはできない。

(平28規則48・全改)

(資格審査申請書及び添付書類等)

第7条 第2条第1号から第3号までに規定する業務に係る資格審査を受けようとする者は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準(平成17年10月1日施行)1-1に規定する埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札共同システム」という。)に関する手続により申請しなければならない。

2 第2条第4号及び第5号に規定する業務に係る資格審査を受けようとする者

は、市長が別に定める競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を、市長が別に定める期間内に提出しなければならない。

3 前2項の申請を行うときは、申請区分に応じ別表第1に掲げる書類を添付しなければならない。

（平19規則2・平21規則10・一部改正、平24規則58・旧第6条繰下・一部改正、平28規則48・一部改正）

（資格審査及び格付）

第8条 建設工事については、経営事項審査の項目を審査し、別表第2の区分に従い格付けを行うものとする。

2 建設工事の請負以外の資格審査については、次に掲げる項目を審査するものとする。

(1) 直近2年の各営業年度における資格審査申請業務に係る年間平均実績高

(2) 自己資本額

(3) 職員数

（平24規則58・旧第7条繰下、平28規則48・一部改正）

（資格審査結果の公表）

第9条 市長は、前条の規定による資格審査の結果が確定したときは、その内容を速やかに公表するものとする。

（平24規則58・追加）

（資格者名簿への登載）

第10条 市長は、第7条に規定する手続により資格審査を受けた者を資格者名簿に登載するものとする。

（平24規則58・旧第8条繰下・一部改正）

（参加資格の有効期間）

第11条 競争入札参加資格の有効期間は、資格者名簿に登載された日から以後最初の西暦の奇数年の3月31日までとする。

（平19規則2・一部改正、平24規則58・旧第9条繰下・一部改正）

（変更等の届出）

第12条 資格審査の申請をした者は、申請書を提出した後申請内容について変更が生じたときは、次の各号に掲げる契約の種類区分により、当該各号に定める手続を直ちに行わなければならない。

(1) 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理 電子入札共同システムを利用して市長に届け出るとともに、関係書類を市長に提出する。

(2) 一般業務及び物品調達等 競争入札参加資格者変更届（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出する。

2 資格審査を申請した者は、次に掲げる事項があったときは、直ちに関係書類を添えて書面により市長に届け出なければならない。

(1) 第4条第1号に該当する者となったとき。

- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止、再開又は廃止
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。
- (8) 許可又は登録の更新及び失効
- (9) 許可の取消し又は登録の消除若しくは抹消
- (10) 建設業退職金共済組合への加入又は脱退
- (11) 建設業労働災害防止協会への加入又は脱退
（平19規則2・一部改正、平24規則58・旧第10条繰下・一部改正、平28規則48・一部改正）

（参加資格の承継）

第13条 合併等により、資格審査の申請をした者から当該営業の一切を承継した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格承継申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 合併契約書
- (2) 合併承認時の株主総会の議事録
- (3) 承継者の登記事項証明書
- (4) 承継者の当該営業に係る許可又は登録の通知書又は証明書
- (5) 承継者の定款
- (6) 被承継者の廃業届
- (7) その他承継したことを証明する書類（必要に応じて提出を求めた場合に限る。）

（平19規則2・平21規則10・一部改正、平24規則58・旧第11条繰下・一部改正、平28規則48・一部改正）

（参加資格の抹消）

第14条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消するものとする。

- (1) 第4条第1号又は第2号に規定する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき。
- (3) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反して公正取引委員会から告

発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。

(5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第2項の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。

2 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

(1) 第12条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による同項第3号及び第4号に掲げる事項の届出を怠ったとき。

(2) 申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したとき。

3 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業務又は業種について当該名簿から抹消するものとする。

(1) 建設工事の請負にあつては、当該名簿に登載されている業種についての建設業の許可を受けていない者となつてから新たに建設業の許可を受けることなく90日を経過したとき。

(2) 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となつてから新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。

(3) 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていない者となつてから新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。

(4) 土地家屋調査士法第3条第1項各号に規定する業務にあつては、土地家屋調査士登録を受けていない者となつてから新たに土地家屋調査士登録を受けることなく90日を経過したとき。

(5) 資格者名簿に登載されている業務又は業種について、その営業を廃止したとき又は当該名簿からの抹消を申し出たとき。

（平24規則58・旧第12条繰下・一部改正）

（発注標準額）

第15条 建設工事の格付けに対する発注標準額は、次の表の区分に従い行うものとする。

工事区分		格付			
		A級	B級	C級	D級
発注標準額	建築一式工事	1億円以上	5,000万円以上1億円未満	1,000万円以上5,000万円未満	1,000万円未満
	土木一式工事	1億円以上	2,000万円以上1億円未満	600万円以上2,000万円未満	600万円未満
	舗装工事	3,000万円	700万円以上	300万円以上	300万円未満

	以上	上 3,000 万円未満	上 700 万円未満	満
管工事	1 億円以上	2,000 万円以上 1 億円未満	600 万円以上 2,000 万円未満	600 万円未満
電気工事	3,000 万円以上	1,000 万円以上 3,000 万円未満	300 万円以上 1,000 万円未満	300 万円未満
その他の工事	その都度市長が定める額			

- 2 建設工事の施工上必要があるときは、前項の規定にかかわらず、1 級上位又は下位に格付けされた業者を選定することができるものとする。
- 3 特別の技術を要する建設工事、緊急を要する災害復旧工事その他特別の理由がある工事の場合は、前 2 項の規定にかかわらず、業者を選定することができるものとする。
- 4 建設工事以外の競争入札に関し指名する業者の選定は、契約の種類及び規模に応じ、請負等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等を審査し行うものとする。

(平 19 規則 2・平 21 規則 10・一部改正、平 24 規則 58・旧第 13 条繰下)

(資格審査会)

第 16 条 第 8 条の等級格付けを適正に行うため、ふじみ野市建設業者等資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(平 24 規則 58・旧第 14 条繰下・一部改正)

(組織)

第 17 条 審査会は、会長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもってこれに充てる。
- 3 委員は、市職員のうちから市長が任命する。

(平 19 規則 45・一部改正、平 24 規則 58・旧第 15 条繰下)

(会長の職務)

第 18 条 会長は、会務を総理し、会議の場合は議長となる。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(平 24 規則 58・旧第 16 条繰下)

(庶務)

第 19 条 審査会の庶務は、契約主管課において処理する。

(平 24 規則 58・旧第 17 条繰下)

(運営の細目)

第 20 条 前 3 条に規定するもののほか、資格審査会の運営に関し必要な事項は、

別に定める。

(平24規則58・旧第18条繰下)

(資料提出等の請求)

第21条 市長は、資格審査に関し必要があるときは、この規則に定めるもののほか、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

(平24規則58・旧第19条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の上福岡市建設工事等入札参加資格に関する規則(昭和52年上福岡市規則第2号)、大井町指名競争入札参加者の資格等に関する規程(昭和58年大井町告示第4号)又は大井町物品買入れ等指名競争入札参加者の資格等に関する規程(昭和61年大井町告示第137号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、第13条の改正規定及び別表第2の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第7条関係)

(平24規則58・全改、平28規則48・一部改正)

申請区分 添付書類	建設工事	設計・調査・ 測量	土木施設維 持管理	一般業務	物品調達等
履歴事項全部 事項証明書又 は現在事項全 部証明書（写 し可）（法人 業者のみ）	○	○	○	○	○
代表者の身分 （元）証明書 （写し可） （個人業者の み）	○	○	○	○	○
使用印鑑届	○	○	○		
許可通知書又 は許可証明書 の写し	○		※	※	※
登録通知書又 は登録証明書 の写し		○	※	※	※
代理店、特約 店証明の写し （代理店又は 特約店契約し ている場合に 限る。）					○
営業所一覧				○	
業務経歴書		○	○	○	○
経営規模等評 価結果通知書 の写し	○				
経営規模等総 括表				○	○
委任状（様式 第3号）（代 理人を置く場 合に限る。）	○	○	○	○	○

申請事業所概要表（市内業者・市内営業所のみ）	○	○	○	○	○
写真・案内図（市内業者・市内営業所のみ）	○	○	○	○	○
財務諸表（写し可）		☆		○	○
技術職員名簿				○	
ISO認証登録証の写し（取得している場合に限る。）	○	○	○	○	○
納税証明書（写し可）	○	○	○	○	○
業者カード（市が指定する書式）	○	○	○	○	○
その他市長が必要と認める書類					

備考 ○は提出書類を、☆は建設コンサルタント等登録業者に係る国土交通省の確認印を受けた現況報告書の写しを提出した場合に省略できる書類を、※は必要とする場合に提出する書類を示す。

別表第2（第8条関係）

（平21規則10・全改、平24規則58・一部改正）

業種・格付		基準総合評定値（P）
建設工事	A	991点以上
	B	701点以上990点以下
	C	561点以上700点以下
	D	560点以下